



施術事故・責任内での対処法

施術が原因で利用者にケガをさせ整形外科などで治療が必要な状況なら、加害者である施術者（店舗）が病院の治療費を支払うのは当然のことです。しかし、施術事故が疑われるクレームを受けた時点で「費用はお支払いしますから病院へ行って検査を受けてください」と利用者申し出ることは望ましい対処法といえるかどうか考えてみます。

● 立証責任

施術事故における立証責任は利用者にあります。検査等で施術との因果関係がある傷病が明らかになった場合、施術者（店舗）に検査費用の支払義務が生じます。しかし、利用者が心配だから検査を受けたが何もなかった、または施術との因果関係が明確にできなかった場合は支払義務は生じず、検査費用は利用者が負担するのが原則です。

このことから病院を受診する前に治療（検査）関連の費用であっても支払いの約束をするべきではありません。

● 支払いの約束をしない理由

1) 支払義務があるかどうか確認できていない（原因論）

施術が原因との前提で話を進めると、前提が崩れた場合に覆すのは困難になります。原因が施術ではなかったにもかかわらず、「払うと言ったから診断書を用意した」というような状況は未然に防ぎましょう。また、治療費の支払いを約束しなければ通院しないなら、治療が必要な状態ではないとも考えられます。

2) 正当な請求であるかどうか確認できていない（請求論）

利用者が入院中に家族がお見舞いや介助などで使用したタクシー代等は、弁護士が介入した賠償請求でも請求していただくことはまずありません。このようなことから正当な請求かどうか確認が必要です。

● 支払義務

支払義務について一般的な感覚と法的な区分には相違があります。だからといって請求を受ける恐れがある項目を法的な支払義務に照らして慎重にひとつひとつ確認しては話が進みません。まずは原因論を明らかにした上で、請求論については最終的な段階で利用者から資料の提出を受け、支払義務の有無を確認していくことが大切です。

なかには立て替えた費用が清算される確約が欲しいと念書の提出を後日求められることもあります。このような時は提出することを約束した上で以下のような文章で対応しましょう。

『請求に対して当方の責任の範囲内で全額お支払いすることを約束いたします』



本会が受ける相談でも「保険の支払対象？」という質問を会員から受けることがあります。多くの場合、保険の支払対象にならないものは施術者に支払義務がないものとして対応しても問題ありません。少しでも対応にお困りの際は早めに本会までご連絡ください。

ONE POINT

利用者からの請求には支払わなければならないものと支払わなくてもよいものがあります
一般的な判断で即答することは控えましょう

JHA NEWS

☆本会ではさまざまな施術事故の症状に対しても状況に合わせたアドバイスを行っております☆

・施術トラブル/クレーム対応無料電話相談・JHANEWSの発行・会員保障制度など

ご希望の方には病気やケガで働けない時の支えとして所得補償保険を提供しています（別途保険料が必要）

国家資格者

会員種別

正会員A 準会員

すべての治療家、施術家に

安心・安全を提供します

入会金無料

民間施術者

会員種別

正会員B

【ご不明な点・詳細につきましては、お気軽にお問い合わせ下さい】



一般社団法人 日本治療協会

Japan Healing Association

URL: <http://www.jha-shugi.jp>

E-mail: info@jha-shugi.jp

◎ JHANEWSのバックナンバーはホームページでご覧いただけます◎

TEL: 03 (5289) 8171

FAX: 03 (5289) 8173

受付: 10:00 ~ 18:00 (平日)

受付: 24時間年中無休

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-1